

議員発案第 3 号

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と
年金の毎月支給を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給を求める意見書」を提出するものとする。

令和5年12月18日 提出

提 出 者 三条市議会議員 小 林 誠

賛 成 者 三条市議会議員 燕 幸 男

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 森 山 昭

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と
年金の毎月支給を求める意見書

年金支給額は、平成25年10月から平成27年4月までに3.4%の減額改定が行われた。その後も毎年のように削減が行われてきた。令和4年度は、名目手取り賃金変動率がマイナス0.4%となり、年金も0.4%削減された。物価の上昇を受けて、令和5年度の物価変動率は2.5%になったが、過去2年分も含めたマクロ経済スライドの発令により、0.6%が削減され年金額の上昇は1.9%にとどまった。物価の上昇に対して、平成25年からの年金の削減率は実質7.3%にもなっている。

政府の計画では、少子化と平均余命の延びを理由として、基礎年金は今後30年間にわたって30%も減額されると伝えられている。これでは若い世代が将来を展望することはできない。

消費税の増税や医療・介護保険料の負担増、物価の高騰もあいまって、年金の削減は高齢者にとってトリプルパンチとなっている。年金はそのほとんどが消費に回るが、年金の削減は高齢者の購買力を低下させている。年金の削減による購買力の低下と生活保護世帯への移行急増が、地域経済と地方行政に大きな影響を与えている。このような高齢者の危機的状況を受けて、全国の政令指定都市20市は国民年金に関する要望書を出した。また、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めている。

このような状況を鑑みて、公的年金制度が高齢者や障がい者の生活を保障するものになるよう、また若者も将来に希望が持てるよう、老齢基礎年金等の支給額改善を要望する。

また、年金受給者になっても、現役時代の生活習慣をそのまま維持できるよう、年金の支給を隔月から毎月に変更することを要望する。

記

- 1 高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額に改善すること。
- 2 年金の支給を隔月から毎月に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 阿 部 銀次郎

[提 出 先]

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 財 務 大 臣 厚生労働大臣